

【トピックス】大臣認定の電子申請について

前号 (Vol.42 (臨時便) 2021.2.10) でもお知らせしましたとおり、令和3年1月より、**新規案件に限り**国交省への電子申請が開始されました。**避難・耐火と合わせての申請や複数棟申請を除き**、今後の新規案件は原則電子申請となります。

これに伴い、大臣認定の申請資料データのご提出について下記の通りルールを定めました。ご提出いただくデータは下記の6種類です。

認定申請資料データのファイル名は下記の通りにお願いします。

- 5. 【案件名】 パース・配置図
- 7-1. 【案件名】 別添
- 7-2. 【案件名】 別添構造図
- 8. 【案件名】 別表
- 10. 【案件名】 概要書 : 追加検討・追加資料を含む
- 14. 【案件名】 議事録 : 受付～報告委員会までの議事録一式

※ファイル名先頭の付番は国交省より指定されていますので、必ず上記の番号としてください。

【注意事項】

- ・ファイル形式はPDFとしてください。
- ・1ファイルあたりのデータ量の上限は**100MB**が目安となります。100MBを超える場合はご相談ください。特に別添構造図や概要書はご注意ください。
- ・「10.概要書」については追加検討・追加資料を含め章ごとにしおりを作成してください。
- ・データのご提出後、事務局で内容を確認いたします。差し替え等が発生した場合、既にご提出されたデータと区別するためファイル名末尾に「r2」「r3」…を追加してください。

【お知らせ】Boxを利用した資料提出のご案内

性能評価・大臣認定に関する資料データのご提出およびGBRCからの返却について、Boxを使用いたします。性能評価のお申込み時点で**案件ごと**に下記の要領でフォルダを開設いたしますので、ご利用ください。

※Boxは(株)Box Japanが展開するクラウドストレージサービスです。アカウントをお持ちでない場合、アカウント登録（メールアドレス、パスワードの設定）が必要です。



【Boxフォルダ開設までの流れ】

Box外部共有申込書書式送付 : 性能評価申請のお申し込み時



申請者の方は申込書書式受領後、メールにてお早めにご提出ください。GBRCがBoxフォルダを開設いたします。

Boxフォルダ開設

: 受付委員会開催案内時
(中低層コースは第1回部会の2週間前)

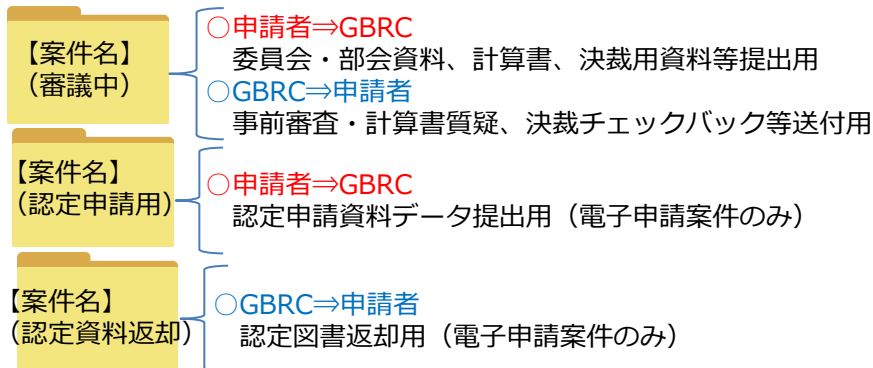


**Boxフォルダへの招待メールを送信します。
(Box使用マニュアル送付予定)**

**受付用資料のご提出から
ご利用いただけます。**

ファイルをアップロードされた際はメール等でお知らせください。GBRCから申請者様への資料送付時もメールにてお知らせいたします。

【Boxフォルダの構成】



【解説】別表の様式変更について

免震材料の告示改正、および業務方法書の改定に対応し、別表の様式を変更いたしました。

今後の認定申請の際は、**変更申請を含め**GBRCのHPに掲載の新様式をご利用ください。 (https://www.gbrc.or.jp/building_confirm/high_building/)

評価基準（追加項目）		検討結果（記載例）
第三号 風圧力に対する安全性の確認	風洞実験に代わりCFDを採用可とする業務方法書の改定に伴い、下記文言を追加。 「風圧力の計算に当たっては、同告示に定める方法のほかこれに準ずる方法によることができる。」	（CFDを採用した場合） CFDにより算出した風圧力に対する検証を行った結果、…（中略）損傷が生じないこと/倒壊・崩壊しないことを確認している。
第七号 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の安全性の確認		
第九号 特殊な材料及び特殊な構造方法の特記事項	_____	（免震材料が現段階では改正告示適合品でなく新たな認定番号を取得予定の場合、 認定番号に*印 し、下記文章を記載） ※記載の認定番号又は記載の認定番号に規定する性能値と同等の性能を有し、令和元年9月30日改正後の平成12年建設省告示第1446号に適合する免震材料
特殊な装置等	(3) 製品組立時の精度により性能のばらつきが想定され、出荷時において性能検査により個々の性能を確認しているオイルダンパー等の制振部材を使用した建築物で、新築に係る法第20条第1項第一号（第二号口、第三号口及び第四号口を含む。）の認定を受けるための性能評価を令和3年4月1日以降に初めて申請するもの（当該申請内容の変更に係るものを含む。）については、免震材料に準じた検査データの保存、改ざん防止措置及び発注者等によるチェックが行われる制振部材を用いる方針が明示されていること。	（オイルダンパー等の制振部材を使用した建築物の場合） (3) 本建築物においては、免震材料に準じた検査データの保存、改ざん防止措置及び発注者等によるチェックが行われる制振部材を用いる方針が示されている。 ----- (上記以外の建築物、または制振部材を使用していても令和3年3月31日以前に新規で性能評価申請のあったものの場合) (3) 本建築物においては該当しない。

【認定情報】審査期間

●認定審査期間の実績(2021.1月～3月) (性能評価期間は含みません)

	標準期間※1	実績
新規	2ヶ月	54～64 日 (2ヶ月程度)
新規 (特定天井あり※2)	2.5ヶ月	—
計画変更	1.5ヶ月	46 日 (1.5ヶ月程度)
計画変更 (特定天井あり※2)	2ヶ月	—
軽微な変更	1ヶ月	11※3～35 日 (1ヶ月程度)
軽微な変更 (特定天井あり※2)	1.5ヶ月	—

—は該当期間内での実績なしを示す

※1 標準期間は認定申請～認定書交付までの標準日数を表しています。

※2 特定天井がある場合は「通常の審査期間 + 0.5ヶ月」を目安としてください。

※3 変更項目が5項目以下のため、通常よりも早く認定がおりた案件です。

- ・新型コロナウイルスの流行により、認定書交付にやや時間を要していましたが、現状では通常の期間に戻りつつあります。
- ・年度初めであること、および緊急事態宣言の発出等により今後遅れが発生する可能性もあります。
- ・新型コロナウイルス対策対応により、国交省への対面での認定申請は原則行わないこととなっています。

【お知らせ】性能評価申請書等の押印廃止

2021年4月より、性能評価申請書、代理申請依頼書等のGBRC独自様式について押印を廃止しました。

性能評価の申請の際は、HP上の新様式をご利用ください。

(https://www.gbrc.or.jp/building_confirm/high_building/)

なお、すでに押印されている場合は押印済みのものをご使用いただいても構いません。

また、下記の認定申請書類については原則GBRCより送付する様式を使用してください。

①大臣認定申請書

②委任状

③代理申請依頼書

GBRC事務局よりメールにて様式を送付しますので、記載内容に誤りが無いか確認・修正し、PDFに変換してご返信ください。

【編集後記】

今年4月より性能評定課に配属となりました岡谷（おかたに）です。出身はさぬきうどんで有名な香川県さぬき市出身です。

大学から大阪で、今年で大阪7年目となり、大阪にも慣れてきた次第です。よく苗字を「おかや」と間違われるのですが、少しでも早く「おかたに」という名前を覚えていただくよう粉骨砕身で業務に励みますので、どうぞよろしくお願いいたします。



発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課
担当：大谷、甲谷、尻無濱
TEL：06(6966)7600 FAX：06(6966)7680
E-mail：seinou@gbrc.or.jp